

議案第 9 2 号

前橋市営駐車場条例の改正について

平成 3 0 年 9 月 4 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市営駐車場条例の一部を改正する条例

前橋市営駐車場条例（平成 5 年前橋市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

別表千代田町二丁目立体駐車場、城東町立体駐車場及び 5 番街立体駐車場の項を次のように改める。

千代田町二丁目立体駐車場、城東町立体駐車場及び 5 番街立体駐車場	時間駐車		1 0 時間まで	1 時間につき 1 0 0 円
			1 0 時間を超え 2 4 時間まで	時間駐車 1 回につき 1, 0 0 0 円
	定期駐車	一般	午前 0 時から翌日の午前 0 時まで	1 か月につき 1 2, 3 4 0 円（城東町立体駐車場については、9, 7 2 0 円）
		夜間	午後 6 時から翌日の午前 8 時まで	1 か月につき 7, 1 9 0 円（城東町立体駐車場については、6, 4 8 0 円）
		団体（千代田町二丁目立体駐車場に限る。）	午前 0 時から翌日の午前 0 時まで	1 か月につき 8, 0 0 0 円

別表中備考 4 を備考 5 とし、備考 3 を備考 4 とし、備考 2 の次に次のように加える。

- 3 団体の定期駐車に係る駐車料金は、市長が適当と認める区画において、同一の期間に 5 台以上の定期駐車を行う場合に適用する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。